

佐賀県有明海沿岸道路整備事務所設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第二十二号

佐賀県有明海沿岸道路整備事務所設置規則の一部を改正する規則

佐賀県有明海沿岸道路整備事務所設置規則(平成二十年佐賀県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び管理」を「並びにこれらの道路のうち供用の開始がない道路の管理」に改める。

「用地課

第二条中

企画調査課」を「用地課」に改める。

第三条の企画調査課の課名及び分掌事務を削り、同条の建設課の分掌事務を次のように改める。

- 一 道路の計画及び調査に関すること。
  - 二 工事の設計、施工及び監督に関すること。
- 第七条第二項中「課長」を「副所長、課長」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。